

令和4年5月26日
日本税理士会連合会

インボイス制度の円滑な導入・実施について

インボイス制度が、実務を踏まえた柔軟な運用となるよう、次の通り提案する。

記

- 1 免税事業者が市場取引から排除されることを防止するため、平成28年改正法附則第52条第1項の経過措置を当分の間維持すること。
- 2 事業者等への過度な負担を避けるため、現行消費税法施行令第49条第1項第1号（少額取引）の取扱いを存置し、請求書等の保存の有無にかかわらず帳簿のみの保存で仕入税額控除を認めること。

以上

平成28年改正法附則第52条第1項の経過措置の概要

インボイス制度導入後3年間（令和8年9月30日まで）は、免税事業者等からの課税仕入れの80%については仕入税額控除ができる。

消費税法（抄）

第30条

- 7 第1項の規定は、事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等（同項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が少額である場合、特定課税仕入れに係るものである場合その他の政令で定める場合における当該課税仕入れ等の税額については、帳簿）を保存しない場合には、当該保存がない課税仕入れ、特定課税仕入れ又は課税貨物に係る課税仕入れ等の税額については、適用しない。ただし、災害その他やむを得ない事情により、当該保存をすることができなかつたことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない。

消費税法施行令（抄）

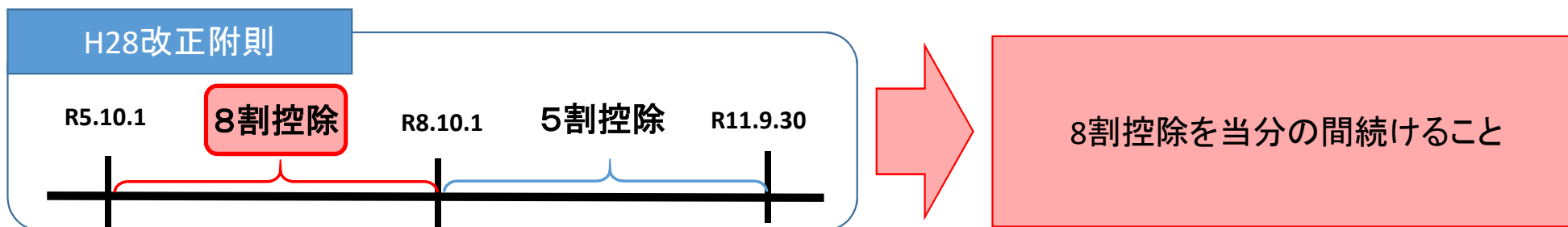
第49条 法第30条第7項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 法第30条第1項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が3万円未満である場合

インボイス制度の円滑な導入・実施について

1 平成28年改正法附則第52条第1項の経過措置を当分の間維持すること。

制度導入後の免税事業者からの仕入割合について



2 現行消費税法施行令第49条第1項の取扱い存置及び帳簿記載のみで仕入税額控除を認めること。

取引金額が3万円未満の仕入税額控除について

